(四)　在外教育施設の適正かつ健全な運営の確保
国は、在外教育施設の適正かつ健全な運営の確保が図られるよう、在外教育施設の運営に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとした。（第一一条関係）
(五)　在外教育施設の安全対策等
国は、在外教育施設に在籍する在留邦人の子及びその教職員の安全の確保が図られるよう、在外教育施設の安全対策及びその所在する地域の安全に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとした。（第一二条関係）
(六)　在外教育施設を拠点とする国際的な交流の促進等
国は、在外教育施設を拠点とする国際的な交流の促進が図られるよう、在外教育施設における我が国の魅力の増進に資する活動（以下「魅力増進活動」という。）の促進その他の必要な施策を講ずるものとするとともに、魅力増進活動に資する自主的な活動として、在外教育施設を拠点とした日本文化の紹介又は日本語の普及、在外教育施設における在留邦人の子以外の者であってその教育を受けることを希望するものの受入れその他の我が国に対する諸外国の理解の増進を図るための活動が行われる場合には、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとした。（第一三条関係）
(七)　調査研究の推進等
国は、在外教育施設における教育の内容及び方法に関する研究その他の在外教育施設における教育に関する調査研究の推進並びにその成果の普及及び活用のために必要な施策を講ずるものとした。（第一四条関係）

附則

(一)　政府は、この法律の施行後速やかに、海外から帰国した児童及び生徒であって日本語に通じないものに対する支援の一層の充実のための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（附則第二条第一項関係）
(二)　政府は、在留邦人の子のために海外に設置された教育施設における小学校就学前子どもに対する教育の実態について調査を行い、その結果を踏まえ、当該教育施設における小学校就学前子どもに対する教育の内容について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとした。（附則第二条第二項関係）
(三)　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇教育職員免許法施行令の一部を改正する政令（政令第二一九号）（文部科学省）

1　教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四〇号）の施行に伴い、教育職員免許法施行令（昭和二四年政令第三三八号）の規定の整理を行うこととした。（本則関係）
2　この政令は、令和四年七月一日から施行することとした。

◇貿易保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二二〇号）（経済産業省）

貿易保険法の一部を改正する法律（令和四年法律第二五号）の施行期日は、令和四年七月一日とすることとした。

◇貿易保険法施行令の一部を改正する政令（政令第二二一号）（経済産業省）

1　用語の定義
この政令において、「前払購入契約」等とは、それぞれ貿易保険法（昭和二五年法律第六七号）に規定する前払購入契約等をいうものとすることとした。（第一条関係）
2　信用状確認契約等の定義
信用状確認保険等の対象となる信用状確認契約等において定められることが必要な事項を定めることとした。（第二条関係）
3　株式会社日本貿易保険が本邦法人を相手方として再保険を引き受ける保険
株式会社日本貿易保険が本邦法人を相手方として再保険を引き受ける保険として、前払購入者が前払購入契約に基づいて貨物の引渡しを受けることができなくなった場合に外国において実施される為替取引の制限又は禁止等によって前払金の返還を受けることができないことにより受ける損失を保険契約で定める一定額を限度として塡補する保険等を追加することとした。（第三条関係）
4　普通貿易保険及び出資外国法人等貿易保険
普通貿易保険及び出資外国法人等貿易保険の対象となる輸出者等が保険契約の締結後生じた外国における戦争等により新たに負担すべきこととなった費用として、輸出貨物等の運賃等を追加することとした。（第八条及び第一一条関係）
5　海外投資保険
海外投資保険の保険事故の事由に、事業の遂行上重大な支障の発生（一月以上の期間継続している場合に限る。）を追加することとした。（第二一条関係）
6　スワップ取引保険
スワップ取引保険の対象となる債権として、スワップ取引の解約に伴う清算金等を定めることとした。（第二六条関係）
7　その他
その他所要の規定の整備を行うこととした。
8　附則
この政令は、貿易保険法の一部を改正する法律（令和四年法律第二五号）の施行の日（令和四年七月一日）から施行することとした。

◇児童福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第二二二号）（厚生労働省）

1　東京都豊島区を児童相談所設置市に指定することとした。（本則関係）
2　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）
3　この政令は、令和五年二月一日から施行することとした。

◇所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書（条約第三号）（外務省）

この議定書は、日本国及びスイスとの間で課税権の調整等を行うとともに、国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資することを目的として、日本国とスイスとの間の現行の租税条約に、事業利得に関して恒久的施設に帰属する利得を明確化する規定を新たに設けるとともに、投資所得に対する源泉地国における課税の更なる減免等を行い、及び税務当局間の相互協議に係る仲裁手続に関する規定等を新たに設けるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　現行条約前文を改め、両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望している旨並びに脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減の機会を生じさせることなく二重課税を除去することを意図している旨を加える。（第一条関係）
2　現行条約第二条を改め、我が国の対象税目に復興特別所得税及び地方法人税を加える。（第二条関係）
3　現行条約第三条を改め、「国際運輸」の定義規定を国際運輸企業の所在地国を問わない規定とし、及びスイスの「権限のある当局」の定義を変更する。（第三条関係）
4　現行条約第五条を改め、一定期間を超えて存続する建築工事現場等が恒久的施設を構成することに関する規定の場所を変更する。（第四条関係）
5　現行条約第七条を改め、一方の締約国内に存在する他方の締約国の企業の恒久的施設に帰せられる利得は、当該企業が当該恒久的施設及び当該企業の他の構成部分を通じて果たす機能、使用する資産及び引き受ける危険を考慮した上で、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う分離し、かつ、独立した企業であるとしたならば、特に当該企業の他の構成部分との取引においても、当該恒久的施設が取得したとみられる利得とすることを規定する。（第五条関係）
6　現行条約第九条を改め、一方の締約国で移転価格課税が行われた際の対応的調整（他方の締約国の企業に対する課税に関して減額更正を行うこと）について、両締約国の権限のある当局の合意を要件としない規定とし、及び必要に応じて権限のある当局間で協議することを規定する。（第六条関係）